

サステナブルトラベラーの獲得に向けた観光促進補助金交付要綱

(制定) 令和6年10月18日6産労観振第807号
(一部改正) 令和7年11月7日7産労観振第1014号

(通則)

第1条 サステナブルトラベラーの獲得に向けた観光促進補助金(以下「補助金」という。)の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達(昭和37年12月11日37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、島しょ地域において新たに宿泊施設を整備する民間事業者等に対して、その経費の一部を支援することにより、サステナビリティを重視した宿泊施設の建設を促すことで、サステナブルトラベラー等の旅行者の誘客を促進し、島しょ地域の地域経済の回復と持続的な発展に結びつけていくことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「宿泊施設」とは、東京都内において旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行う施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行う施設及びこれに類するものは含まない。
- (2) 「新設宿泊施設」とは、次に掲げる施設のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 島内に新築される宿泊施設(イに該当するものを除く。)
 - イ 島内に設置されている宿泊施設の敷地において、当該宿泊施設の建物(客室を有するものに限る。)の全部の除却を行い、当該敷地において客室を有する建物を新築する場合における当該宿泊施設
- (3) 「サステナブルトラベラー」とは、その土地ならではの体験、ローカルな暮らしや自然に触れてゆったりとした時間を過ごすこと、精神的な充足感を得ることに価値を置いており、訪問地に対してポジティブな影響をもたらしたい、環境負荷を軽減したい等の価値観を持つ旅行者をいう。
- (4) 「サステナビリティを重視した宿泊施設」とは、地域環境の保護、地域社会の利益、参加型の体験と本物の自然や文化との交流を提供し、環境的にも社会的にも配慮した方法で計画・設計・建設・運営されており、地域社会を巻き込み利益をもたらし、自然

をベースとした経済的に持続可能な宿泊施設をいう。

(5) 「島しょ地域」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する普通地方公共団体である都内の町村のうち、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村をいう。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は第5条に定める施設を整備する者とする。

ただし、次の各号に該当する団体及び個人は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 都税その他租税の未申告又は滞納があるもの
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していないもの
- (5) 東京都又は東京都政策連携団体に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っているもの
- (6) 国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体等から補助等の交付決定取消し等を受けたもの、又は法令違反等不正の事故を起したもの
- (7) 同一テーマ・内容で、国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体等から補助を受けているもの。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りではない。
- (8) 過去 5 年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの（法人その他の団体にあたっては代表者も含む）
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- (10) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条の規定により休眠会社として解散したもののとみなされているもの
- (11) 政治活動を主たる目的とする団体等
- (12) その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと知事が判断するもの

(支援対象施設等)

第5条 本事業の支援対象施設は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 島しょ地域において、新設宿泊施設として整備するものであること。
- (2) 建築基準法第2条第1項に定める「建築物」に該当するものであること。
- (3) 客室数が20室以上であること。
- (4) 「サステナブルトラベラー」等の旅行者の誘客を促進するものであること。
- (5) 「サステナビリティを重視した宿泊施設」として整備するものであること。
- (6) 当該宿泊施設の整備を契機として、地域主導の観光まちづくりの発展に貢献していく
将来的な展望が示されていること。
- (7) 立地自治体の推薦を受けていること。

(補助金の交付対象事業等)

第6条 この補助金は、補助事業者が別表に掲げる事業を行うために必要な別表に掲げる
経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、知事が必要かつ適當と認め、使途、単
価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付す
るものとする。

2 補助事業者が行う事業は、交付決定の日から最長で令和9年度の末日までの期間に実
施完了した事業とする。

(補助金の額)

第7条 知事が補助事業者に交付する補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額
を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日まで
に、別記第1号様式による補助金交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなけれ
ばならない。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必
要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、別記第2
号様式による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。また、交
付しないと決定したときは、その旨を別記第2号様式の2により申請者に通知するもの
とする。

2 知事は、前項の交付決定に当たっては、必要な条件を付することができます。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、別記第3号様式による交付の取下げ申請書を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なく別記第3号様式により交付の取下げ申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項及び第2項の規定による申請があったときは、これを審査し、適當と認めるときは、別記第4号様式により交付申請の取下げについて、補助事業者に承認する旨通知を行うものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、事情変更による交付決定の取消しにつき、別記第5号様式にて補助事業者に通知することにより、交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定による交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合とする。
- 3 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要になった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 前項の規定による補助金の額の前項の(1)又は(2)に掲げる経費に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

(補助事業の内容変更等)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第6号様式により変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助事業の内容、実施期間を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業が補助対象期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったとき。

(3) 交付決定に当たって、知事が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更するとき。

(4) 補助対象経費について、1区分につき20%以上の額の変更をしようとするとき。

2 知事は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて条件を付し、別記第7号様式により変更承認書を補助事業者に通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第8号様式により中止等の承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、これを承認し、別記第9号様式により中止等の承認について、補助事業者に通知を行うものとする。

3 補助事業者は前項の規定により助成事業の廃止の承認を受けた場合、第17条に基づき、実績報告書を提出することとする。

(補助事業遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第10号様式により補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、これを審査し、適當と認めるときは、別記第11号様式により助成事業の遅延等の承認について、補助事業者に通知を行うものとする。

(状況報告)

第15条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、別紙第12号様式により補助事業者に対し補助事業の遂行状況に関して報告を求めることができる。

2 補助事業者は前項の規定により、知事より状況報告の要求を受けたときは、遅滞なくその旨を別記第13号様式により状況報告を知事に提出しなければならない。

(遂行命令等)

第16条 知事は、前条の規定による報告等により、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、補助事業者に対し、別記第14号様式により遂行命令を通知し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対して別記第14号様式の2により一時停止命令を通知し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助年度が終了したとき又は補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌会計年度4月10日のいずれか早い日までに、必要な書類等を添えて、速やかに別記第15号様式により実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第13条第2項の規定により廃止の承認を受けたときも前項の規定を準用する。

(補助金の額の確定)

第18条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第16号様式により補助金交付額確定通知書を補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、第7条の規定により算出する額（千円未満の端数は切捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の支払等)

第19条 補助事業者は、前条により補助金確定通知書を受けたときは、別記第17号様式により補助金請求書を速やかに知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、適當と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第18号様式により補助金の精算払申請に伴う支払通知について、補助事業者に通知を行うものとする。

(是正のための措置)

第20条 第18条第1項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、別記第19号様式により是正措置命令を通知し、これらに適合させるための措置を命ずることができる。

2 第17条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第21条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、別記第20号様式により義務違反による交付決定の一部取消し及び返還について、補助事業者に通知し、交付した補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、不正の内容、補助事業者名、関係者名等の公表を行うことができる。

- (1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 補助対象設備等を無断で処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保に供すること及び廃棄 をいう。以下「処分」という。）又は移設したとき
- (5) 暴排条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき
- (6) 補助対象事業者その他補助要件に該当しない事実が判明したとき
- (7) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令、その他法令に違反したとき
- (8) 正当な理由によることなく、補助対象施設において営業開始日から10年以内に営業の休止又は廃止をしたとき
- (9) その他、東京都が補助事業として不適切と判断したとき

(補助金の返還)

第22条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第23条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、その収支の状態を明らかにしておかなければならぬ。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠となる書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から10年間保管しておかなければならぬ。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第24条 補助事業者は、補助金交付事業者が、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記第21号様式により補助金の返還報告書を提出し、東京都へ報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、別記第22号様式により当該消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金の返還について、補助事業者に通知し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第25条 第21条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第22条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日か

ら返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第26条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第27条 第25条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(検査)

第28条 補助事業者は、知事が東京都職員をして補助事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について検査させた場合、又は報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第29条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

- 2 取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとする場合は、別記第23号様式により取得財産等処分承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、耐用年数が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過

している場合はその限りでない。

- 4 知事は、前項の規定による報告があったときは、これを審査し、適當と認めるときは、別記第24号様式により取得財産等の処分の承認について、補助事業者に通知を行うものとする。
- 5 補助事業者は、第3項の規定により取得財産等の処分等した場合において、当該取得財産等の処分等により収入があり、又はあると見込まれるときは、別記第23号様式の2により財産処分報告を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、前項の規定による報告があったときは、これを審査し、別記第24号様式の2により財産の処分による収入金の納付について、補助事業者に通知し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第30条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(調査等)

第31条 知事は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、経費の収支及び補助金に係る帳簿書類、取得財産その他の物件について、立入り調査をし、又は報告を求めることができる。

(補助事業の公表と成果の発表)

第32条 知事は、補助事業者の名称、所在地、事業テーマ名等を公表することができる。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助事業者に発表させることができる。

(義務の承継)

第33条 補助事業者が補助事業及びその成果に基づく事業の運営を、新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付決定に定める義務等は承継後の会社等に適用があるものとし、補助事業者は別紙第25号様式により事業者変更申請を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適當と認めるときは、これを承認し、別記第26号様式により事業者変更の承認について、補助事業者に通知を行うものとする。

(その他)

第34条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月7日から施行する。

別表

補助対象経費	補助事業を実施するために最低限必要となる経費のうち、 以下に該当するもの ① 委託料（調査、設計等） ② 報償費（専門家への相談・派遣の実施等） ③ 工事請負費
助成率	助成対象経費の3分の1
補助金及び補助限度額	上限額：11億円（下限額：3億円） ※ただし、年度毎の補助上限額は以下のとおり 初年度5千万円、2年目2.3億円、3年目8.2億円
支援期間	交付決定日から最長で令和10年3月31日まで ※対象期間内に、対象施設が竣工することを要件とする。
支援件数	1件（予定）